

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合

所在/〒263-0016
千葉県稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

E-mail info@kouiki-chiba.jp

URL
https://www.kouiki-chiba.jp/

ちば広域連合だより

第30号

千葉県人口**6,281,869**人(令和3年1月1日現在) 被保険者数**848,420**人(令和3年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

75歳以上(一定の障がいのあるかたは65歳以上)のかたを対象とする後期高齢者医療制度のお知らせです。

広域連合長ごあいさつ

このたび、県内市町村長のご信任をいただき、広域連合長という重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。

被保険者の皆様が安心して適切な医療等を受けられるよう、制度の健全で円滑な運営に努めてまいりますので、県民の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



千葉県後期高齢者医療広域連合
いざき よしはる
広域連合長 井崎 義治
(流山市長)

年に1回健康診査を受けましょう

広域連合お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

後期高齢者の健康診査、歯科口腔健康診査を**県内全ての市町村で**
年1回無料(健康診査後の治療費は有料)で実施しています。



健康診査を受けるには?

健康診査のご案内や受診券は、お住まいの市町村から送付されます。
送付される時期や実施方法などは、**お住まいの市町村にお問い合わせください。**

歯科口腔健康診査は76歳になる年度の1回限りですが、令和2年度に受診できなかったかたへの
特例措置として、令和3年度(令和3年6月1日~12月28日)も受診できるようになりました。

健康診査の問診項目であなたの健康状態をチェックしてみましょう。

類型名	No	質問文	回答
健康状態	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
口腔機能	4	半年前に比べて固いもの※が食べにくくなりましたか ※さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
	5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
体重変化	6	6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
運動・転倒	7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
	8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
	9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ
	11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
喫煙	12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
社会参加	13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
	14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
ソーシャルサポート	15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

この質問票は、健康寿命の延伸を目指して一部市町村の通いの場などで取り組んでいる「高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業」でも活用しています。

令和3年度の保険料のお知らせ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料額決定通知書は
お住まいの市(区)町村から
7月中旬に送付します

- ★令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の保険料額となります。
- ★年度の途中で新たに被保険者になったとき、または年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで計算します。

保険料率は
令和2年度と変更ありません

- ★保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。
- ★保険料は個人単位で決定します。

年間保険料額
(限度額64万円)

=

均等割額
1人当たり
43,400円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※×8.39%

被保険者全員が均等に負担します

被保険者の前年の所得に応じて負担します

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の軽減措置が
一部変更になります

- ★税制改正により、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられました。これに伴い、保険料(均等割額)の軽減判定所得基準額も変更になります。
- ★世帯の所得状況に応じて保険料(均等割額)が「7.75割・7割・5割・2割」の割合で軽減されていましたが、保険料軽減特例の見直しに伴い、「7割・5割・2割」の割合で軽減されます。

軽減判定所得※1基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	7割軽減	13,020円/年
43万円+(28.5万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	5割軽減	21,700円/年
43万円+(52万円×世帯内の被保険者数) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)※2以下の場合	2割軽減	34,720円/年

※1 均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。

・専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

・65歳以上(1月1日時点)の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得の金額から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※2 世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

①給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。

②65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。

③65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

軽減の申請手続きは不要です

軽減判定の対象となるかたの所得情報が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。

高額医療・高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険における1年間(令和元年8月1日～令和2年7月31日)の自己負担額を合算した額が下記の自己負担限度額(年額)を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が各保険者から支給されるものです。

●自己負担限度額(年額)

負担割合	所得区分	後期高齢者医療分と介護保険分を合算した限度額	
3割	現役並み所得者Ⅲ	212万円	
	現役並み所得者Ⅱ	141万円	
	現役並み所得者Ⅰ	67万円	
1割	一般	56万円	
	市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

支給対象となる可能性が高いかたには、4月頃に広域連合から申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に市町村を超えて転居した
- 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した

お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

※限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。

※区分Ⅰに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額が異なる場合があります。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を活用しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と同一の有効成分を使用して作られたお薬です。



先発医薬品より安価で経済的です

品質・効き目・安全性は先発医薬品と同等であると国が認めています



「薬代の自己負担の軽減に関するお知らせ」を発送しています

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代が一定額以上軽減できると見込まれるかたへお知らせしています。



ジェネリック医薬品を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります



●現在の健康保険証でも受診できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**事前に申込が必要です。**

**医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ!**

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

令和3年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

2月22日に、令和3年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、令和2年度一般・特別会計補正予算及び令和3年度一般・特別会計予算など7件が審議されました。



第1回定例会の議案と議決結果

(会議録は、後日ホームページに掲載予定です)

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について) **承認**
- 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について **可決**
- 議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について **可決**
- 議案第4号 令和2年度一般会計補正予算(第2号) **可決**
- 議案第5号 令和2年度特別会計補正予算(第2号) **可決**
- 議案第6号 令和3年度一般会計予算 **可決**
- 議案第7号 令和3年度特別会計予算 **可決**

(議案名中の「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54人) (令和3年2月22日第1回定例会 現在)

市町村名	議員名
旭市	米本 弥一郎
我孫子市	澤田 敦士
いすみ市	半場 新一
市川市	久保川 隆志
一宮町	吉野 繁徳
市原市	増茂 誠二
印西市	中澤 俊介
浦安市	一瀬 健二
大網白里市	秋葉 好美
大多喜町	麻生 勇
御宿町	玉井 茂夫
柏市	円谷 憲人
勝浦市	岩瀬 義信
香取市	久保木 清司
鎌ケ谷市	小易 和彦
鴨川市	鈴木 美一
木更津市	平野 卓義
君津市	佐藤 葉子
鋸南町	青木 悦子
九十九里町	古川 徹
神崎町	木内 直樹
栄町	橋本 浩
佐倉市	中村 孝治
山武市	萩原 善和
酒々井町	地福 美枝子
芝山町	小嶋 秀樹
白子町	東海林 東治
白井市	竹内 陽子
匝瑳市	大木 傳一郎
袖ヶ浦市	在原 直樹
多古町	菅澤 環
館山市	本橋 亮一
千葉市	段木 和彦
銚子市	岩井 文男
長生村	木嶋 晴一
長南町	和田 和夫
東金市	清宮 利男
東庄町	鈴木 正昭
富里市	高橋 益枝
長柄町	月岡 清孝
流山市	笠原 久恵
習志野市	飯生 喜正
成田市	神崎 利一
野田市	平井 正一
富津市	渡辺 務
船橋市	中村 静雄
松戸市	木村 みね子
南房総市	阿部 美津江
睦沢町	伊原 邦雄
茂原市	平 ゆき子
八街市	山田 雅士
八千代市	木下 映美
横芝光町	川島 富士子
四街道市	戸田 由紀子

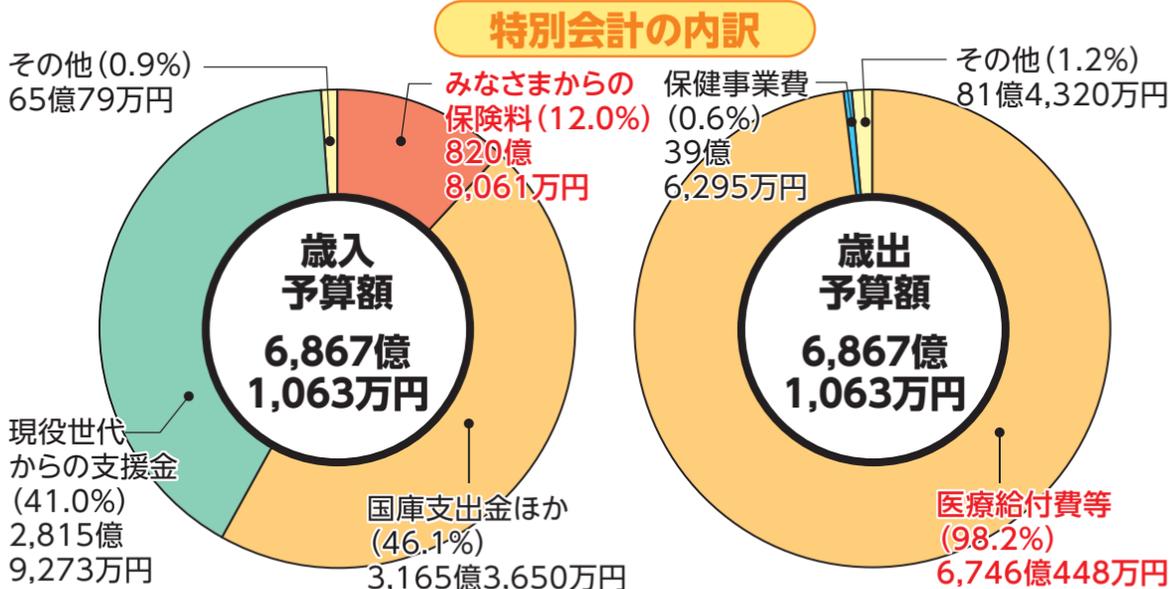
千葉県後期高齢者医療広域連合は、県内54市町村の議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の法律ともいえる条例を制定・改廃したり、予算を定めたり、一定額以上の契約や財産の取得・処分などの審議・決定を行う機関です。

令和3年度(2021年度)の予算の概要

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

広域連合の会計には、後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営事務のための「一般会計」があります。

令和3年度の予算額は、特別会計は6,867億1,063万円、一般会計は25億4,383万円となり、令和2年度と比べて特別会計で5.3%の増加、一般会計で5.3%減少しました。



※金額は1万円未満を端数処理しています。

給付金や還付金詐欺にご注意ください!

給付金や還付金に関して、市(区)町村の職員が **ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。** 不審な電話があった場合は、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。



お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

本紙、広域連合の運営について 総務課 ☎043-216-5011	議会について 議会事務局 ☎043-216-5011	保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768	保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013
--	----------------------------------	--	---

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085